

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【会社名】	株式会社横河ブリッジホールディングス
【英訳名】	Yokogawa Bridge Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 和彦
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 並木 健
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 並木 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第160回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当金として、当社普通株式1株につき金50円を配当するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、相談役および顧問制度を廃止することとし、現行定款第23条（相談役および顧問）の規定を削除するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、高田和彦、宮本英典、吉田昭仁、中村謙、黒本和憲、天野玲子、神野秀磨、吉川智三の8名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、廣川亮吾、尾崎聖治、渋谷晴子の3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）と改めて定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬を年額100百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する
年次インセンティブ報酬の決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前より導入している年次インセンティブ報酬制度に係る報酬枠を、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する報酬枠として改めて定めるものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する
中長期インセンティブ報酬の決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前より導入している中長期インセンティブ報酬制度に係る報酬枠を、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する報酬枠として改めて定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	336,275	123	53	(注)1	可決 99.49
第2号議案 定款一部変更の件	316,437	19,960	54	(注)2	可決 93.62
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)8名選任の件					
高田 和彦	333,306	2,910	234	(注)3	可決 98.61
宮本 英典	334,406	1,989	54		可決 98.94
吉田 昭仁	334,985	1,411	54		可決 99.11
中村 譲	334,985	1,411	54		可決 99.11
黒本 和憲	335,230	1,166	54		可決 99.18
天野 玲子	334,739	1,657	54		可決 99.03
神野 秀磨	335,196	1,200	54		可決 99.17
吉川 智三	334,676	1,720	54		可決 99.02
第4号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件					
廣川 亮吾	332,711	3,685	54	(注)3	可決 98.43
尾崎 聖治	335,058	1,338	54		可決 99.13
渋谷 晴子	335,991	406	54		可決 99.40
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の基本報酬額決定の件	335,491	422	538	(注)1	可決 99.26
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額 決定の件	335,409	504	538	(注)1	可決 99.23
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役お よび社外取締役を除く。)に対する 年次インセンティブ報酬の決定の件	335,262	1,135	54	(注)1	可決 99.19
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役お よび社外取締役を除く。)に対する 中長期インセンティブ報酬の決定の 件	334,660	1,737	54	(注)1	可決 99.01

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上